

# 青森県果報

第千九百九十七号

平成十四年三月十八日(月曜日)

## 目次

告 示

- 飼料の試験の結果の概要……………(畜産課) ……一
- 都市計画事業計画の変更認可……………(都市計画課) ……二
- 特定計量器の定期検査の実施……………(計量検定所) ……二

## 公 告

- 大規模小売店舗の新設に関する届出……………(経営振興課) ……五
- 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(同) ……六
- 県営土地改良事業計画の決定……………(農村整備課) ……六
- 右 同……………(同) ……六
- 県営土地改良事業計画変更の決定……………(同) ……六
- 右 同……………(同) ……七
- 右 同……………(同) ……七

## 出先機関

○青森県営農科大学の短期研修……………(営農大学校) ……七

## 告

## 示

### 青森県告示第九十六号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二十一条第一項の規定により平成十四年二月五日、六日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第六項の規定により公表する。

平成十四年三月十八日

青森県知事 木 村 守 男

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼 料 の 名 称 ナル中印は乳期子豚育成 用配合飼料 スーパーニック	製 造 年 月	試 験 結 果 の 概 要										備 考			
				粗たん白質 %	粗脂 肪 %	粗 纖 維 %	粗 灰 分 %	カルシウム %	リ ン %	揮発性窒素 %	水溶性窒素 %	ペクティン率 %	D C P %		T D N %	M E kcal/kg	その他 の査 水分%
			14.1	17.5	4.1	1.7	4.5	0.82	0.48	-	-	-	15.8	78.5	-	14.2	





六月十七日	六月十四日	六月十三日	六月十二日	六月十一日	六月七日	六月六日	六月五日	六月
午後二時三十分から	午後二時から	午後三時から	午後三時から	午後三時から	午後二時から	午後二時から	午後二時から	午後二時から
津軽尾上農業協同組合東支所	中央公民館前			碓ヶ関村役場前	碓ヶ関村農業協同組合古懸本所	藤崎町役場前	十二里支所	藤崎農業協同組合西中野日支所
西支所	大鱒町			碓ヶ関村	藤崎町			
尾上町								

六月二十八日	六月二十七日	六月二十六日	六月二十五日	六月二十一日	六月二十日	六月十九日	六月十八日	
午後二時から	午後三時から	午後三時から	午後二時から	午後二時から	午後三時から	午後三時から	午後三時から	
中央公民館附属体育館	大杉公民館前	女鹿沢公民館前	郷山前農業研修センター	本郷農村コミュニティセンター	細野山の家	平賀町役場前	平賀町役場葛川支所	地域福祉センター
浪岡町				平賀町				

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年三月十八日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マックスバリュ黒石店  
黒石市錦町二外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
マックスバリュ東北株式会社  
秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五  
代表取締役 原田昭彦
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
マックスバリュ東北株式会社  
秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五  
代表取締役 原田昭彦
- 四 大規模小売店舗の新設をする日  
平成十四年十月二十九日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
一、八三〇平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - 1 駐車場の位置及び収容台数
  - 二二六台（位置は、届出書添付図面のとおり）
  - 2 駐輪場の位置及び収容台数
- 五〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

一九五平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

三二立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前九時（年間五日午前六時三十分、年間三十日午前八時三十分）

閉店時刻 午前零時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午前零時三十分まで（年間五日間午前六時三十分から、年間三十日午前七時三十分から）

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

五か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成十四年二月二十八日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び黒石市役所

2 期間

平成十四年三月十八日から同年七月十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、黒石市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十四年七月十八日

2 提出先

青森県商工観光労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年三月十八日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

苦生モール

むつ市金曲一丁目二の三外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

前田商事株式会社

むつ市小川町一丁目七の一九

代表取締役 前田恵三

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及びむつ市役所

2 期間

平成十四年三月十八日から同年四月十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、むつ市役所にあつては、その執務時間内とする。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、第2鬼栖地区の県営土地改良事業（ほ場整備事業（担い手育成型）（緊急農地集積ほ場整備））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年三月十八日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十四年三月十九日から同年四月十六日まで

三 縦覧の場所

弘前市役所

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、茂内谷地地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年三月十八日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十四年三月十九日から同年四月十六日まで

三 縦覧の場所

森田村役場

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、

七戸南部地区の県営土地改良事業（中山間地域総合整備事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年三月十八日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十四年三月十九日から同年四月十六日まで

三 縦覧の場所

七戸町役場

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、沢田地区の県営土地改良事業（農村総合整備事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年三月十八日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十四年三月十九日から同年四月十六日まで

三 縦覧の場所

十和田湖町役場

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、

富ノ沢地区の県営土地改良事業（農地開発事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年三月十八日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十四年三月十九日から同年四月十六日まで

三 縦覧の場所

六ヶ所村役場

出 先 機 関

青森県営農大 学校告示第一号

青森県営農大 学校条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十六号）第七條第一項の規定により、次のとおり短期研修（農業機械利用技能者育成研修）を行うので、同条第二項の規定により告示する。

平成十四年三月十八日

青森県営農大 学校長 米 田 豊

研修の種類	期 間	受講者の定員	受講対象者	摘 要
指導農業機械士養成研修	平成十四年八月七日	十人	農業機械士認定者	指導農業機械士技能検定試験受験資格取得
	平成十五年二月四日から同月六日まで			

基礎研修 トラクタ等	平成十四年五月十五日から同月三十一日まで	三十五人	青森県宮農大生	青森県宮農大生	農業機械士技能検定試験受験資格取得
	平成十四年五月二十九日から六月十一日まで	三十五人			
農業安全研修	平成十四年七月一日から同月五日まで	二十四人	農業者及び農業関係者	青森県宮農大生	農業機械士技能検定試験受験資格取得
	平成十四年八月二十六日から同月三十日まで	二十四人			
農業機械士養成研修	平成十四年十月十五日から同月二十二日まで	二十四人	農業者及び農業関係者	青森県宮農大生	農業機械士技能検定試験受験資格取得
	平成十四年九月二十日から同月二十七日まで	三十五人			
けん引技術研修	平成十四年十一月十一日から同月十五日まで	三十五人	農業者及び農業関係者	青森県宮農大生	けん引自動車運転免許(農耕用)試験受験
	平成十四年九月三十日から同月十五日まで	二十二一人			

特別研修	平成十四年七月八日から同月十九日まで	三十五人	青森県農業大生	けん引自動車運転免許(農耕用)試験受験
	平成十四年四月十八日から五月一日まで	二十三一人		
けん引技術研修	平成十四年四月三十日から五月十五日まで	二十二一人	青森県宮農大生	けん引自動車運転免許(農耕用)試験受験
	平成十四年九月三日から同月十一日まで	十四人		
特別研修	平成十四年十一月十九日から同月二十七日まで	十四人	農業者及び農業関係者	けん引自動車運転免許(農耕用)試験受験
	各市町村長又は農業関係団体の長と協議の上、その都度実施する。	若干名		

発行所・発行人 青森市長島一丁目一番一 号 青森県	印刷所・販売人 青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社
------------------------------------	--------------------------------------

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十七円八十五銭